

# 令和8年6月1日から入院時に支払う標準負担額が変更になります

## 入院時食事療養標準負担額

### 【70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額(食事代)
住民税課税世帯		550円
住民税非課税世帯に該当しない 指定難病・小児慢性特定疾病の患者等		330円
住民税 非課税世帯	入院日数が90日まで	270円
	入院日数が91日以降	220円

### 【70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額】

所得区分		1食あたりの標準負担額(食事代)
現役並み所得者・一般		550円
低Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病の患者等		330円
低所得Ⅱ	入院日数が90日まで	270円
	入院日数が91日以降	220円
低所得Ⅰ		130円

## 入院時生活療養標準負担額

### 【65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)】

所得区分	医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
住民税課税世帯	550円[510円]	430円	550円[510円]	430円	330円	0円
住民税 非課税世帯	入院日数が90日まで		270円		270円	
	入院日数が91日以降		220円		220円	
境界層該当者	130円	0円	130円	0円	130円	

### 【70歳以上の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)】

所得区分	医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者・一般	550円[510円]	430円	550円[510円]	430円	330円	0円
低所得Ⅱ	入院日数が90日まで		270円		270円	
	入院日数が91日以降		220円		220円	
低所得Ⅰ	160円		130円		130円	
境界層該当者	130円	0円	130円	0円	130円	